

訪看車両の駐車に課題、申請業務が負担に 埼玉 看護連盟「制度整備を」

2023年12月26日 4:30

訪問看護の需要が増加する中、車両で訪問した際の駐車場所が課題となっている。埼玉県看護連盟が実施したアンケートでは、多くの訪問看護ステーション（訪看ST）で、「駐車違反切符を切られた経験がある」との実態が明らかになった。訪看に使用する車両は一部の駐車規制が免除される「駐車許可証」を取得できるが、申請業務が現場の負担になっている。連盟の多田則子会長は「制度面を整備する必要がある」と訴えている。

●「違反切符の経験あり」 県内20地域のうち16地域

連盟は今年1～2月、県内の訪看STの654施設を対象として、アンケートを実施。322施設の回答を得た。

県内20地域のうち、16地域の訪看STは、過去3年以内に「駐車違反切符を切られた経験がある」と回答した。地域によっては、全ての訪看STが「経験がある」とした。

許可証を取得していても、場所によっては適切に駐車することが困難で、取り締まりを受けたケースもあったようだ。各警察署で対応にばらつきもあるとみられる。アンケートでは「特別扱いは不要だが、柔軟な対応をしてほしい」との声もあった。

許可証の申請業務に対する意見も多かった。「車両ごとに書類をそろえるために手続きが煩雑」「申請書類の準備が多く、手間がかかる」「申請を簡略化してほしい」といった意見が複数寄せられた。

警察庁は、訪問診療・訪問看護の駐車許可事務について柔軟な対応を認めているが、さらに負担軽減を求める意見が相次いだ。

許可証は、訪問先を所管する警察署から、それぞれ取得する必要がある。多田会長は、警察署の所管地域をまたいで活動する訪看STもあるため、現場の負担になっている

と指摘。最寄りの警察署で一括申請を可能とするなど、簡略化が必要だとしている。オンライン申請を可能とすることも、解決策の一つだとした。

●多田会長「埼玉で条例を」

現場の声を受け、連盟は10月11日、県議会自民党に対して、改善に向けた要望書を提出した。

要望書では、医師による緊急の往診と同等の取り扱いも求めた。医師が往診に使用する車両は「駐車禁止除外標章」を取得できるが、訪看の車両は取得できない。緊急の訪看は許可証で対応することになっているが、許可証は除外標章と異なり、申請時に許可された日時・場所でしか駐車できない。

多田会長は「（除外標章の取り扱いについて）埼玉で条例を作ることで、訪問看護の活動をしやすい状況にしてほしい」と話した。